

修学支援制度について

1. 国の「高等教育の修学支援新制度」について

山梨学院大学および山梨学院短期大学（以下合わせて「本学」といいます）は、2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）における国の「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免および給付型奨学金）」の**対象機関（確認大学等）ではありません。**

なお、2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）に向けて、同制度の対象機関（確認大学等）の要件を満たすよう準備を進めております。

（参考）高等教育の修学支援新制度のホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

2. 本学独自の修学支援制度について

本学では、2020年4月新入学生のうち、国の「高等教育の修学支援制度（授業料等減免および給付型奨学金）」の受給資格がある方を対象に、**本学独自の修学支援**を実施いたします。

（1）支援の対象者

以下の両方を満たし、国の「高等教育の修学支援新制度」に基づく予約採用の申請を行って予約採用の採用候補者決定通知を受けた学生を対象とします。

- ・日本国籍、法定特別永住者、永住者等又は永住の意思が認められる定住者である学生
- ・住民税非課税世帯又はこれに準ずる世帯の学生

なお、予約採用の申請および候補者決定通知については、以下のホームページをご参照ください。

（参考）高等教育の修学支援新制度のホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

（2）支援の内容

国の「高等教育の修学支援新制度」に基づく予約採用の支援区分により、以下の金額を本学の入学金および授業料から減免いたします。

支援区分	本学の減免額
第Ⅰ区分（全額）	入学金および授業料の全額
第Ⅱ区分（3分の2）	入学金および授業料の67%
第Ⅲ区分（3分の1）	入学金および授業料の33%

（入学金、授業料ともに十の位を切り上げて百円単位として処理をします）

教育充実費および実習費は減免対象とはなりません。また、国の「高等教育の修学支援新制度」に基づく JASSO(独立行政法人日本学生支援機構)からの給付型奨学金を受領することはできません。

(3) 支援の申請方法

(ア) 国の「高等教育の修学支援新制度」に基づく予約採用の採用候補者**決定済**の方

入学手続締切日までに、国の「高等教育の修学支援新制度」に基づく予約採用の採用候補者**決定通知を入手済み**の場合は、所定の申請書と必要書類をご提出いただくことで、**減免後の**入学金および学費を納付し入学することができます。詳しくは、本学への合格通知を受けてから入学手続締切日までの間に、この書面末尾の「お問い合わせ先」へご連絡ください。

(イ) 国の「高等教育の修学支援新制度」に基づく予約採用の**審査中**の方

国の「高等教育の修学支援新制度」に基づく予約採用の**審査中**（申請したが決定通知を受けていない状況）の場合には、その状況に応じ、期間を限定して**入学金および授業料の延納**を申告することができます。詳しくは、本学への合格通知を受けてから入学手続締切日までの間に、この書面末尾の「お問い合わせ先」へご連絡ください。

(ウ) 国の「高等教育の修学支援新制度」に基づく予約採用を**申請していない**方

国の「高等教育の修学支援新制度」に基づく予約採用を**申請していない**場合には、入学手続締切日までに、いったん**減免されていません**所定の入学金および授業料を本学へ納付いただいたうえ、本学へ入学後（2020年4月以降）に、所定の申請書と必要書類を本学へご提出ください。本学の審査の後、認定されれば入学金および授業料の減免額を返還いたします。

(4) 適用期間

この制度は、2020年4月入学時の入学金および2020年4月1日から2021年3月31日までの授業料を対象とします。なお、本学は、2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）に向けて、国の「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免および給付型奨学金）」の対象機関（確認大学等）の要件を満たすよう準備を進めております。

(5) 他の本学奨学金等との重複

この制度により入学金および授業料減免を受けた学生が、本学が学生に提供する他の奨学金または授業料減免の適用を受けた場合は、その奨学金または授業料減免の適用を受けた後の入学金および授業料に対し、本制度を適用します。

(6) 認定の取り消し

この制度により入学金および授業料減免を受けた学生が、次のいずれかに該当する場合は、本学は入学金および授業料の減免を取り消します。この場合、当該学生は、入学金および授業料の減免相当額を本学へ納付しなければなりません。

- (1) 退学又は停学（無期限又は3か月以上の者に限る）の処分を受けた場合
- (2) 虚偽の申請など不正の手段により支援を受けた場合
- (3) 要件を充たさない申請であることが判明した場合

【お問い合わせ先】

山梨学院大学入試センター

055-224-1234（平日のみ9:00～17:00）

山梨学院短期大学事務局

055-224-1400（平日のみ9:00～17:00）